

※現在、発電所事故に伴い、放射能による汚染が懸念されており、堤防刈草の無償提供を一時的に取りやめています。詳細については、当事務所までお問い合わせ頂きますようお願いいたします。

堤防の刈草を無料で提供します！

堤防は洪水から地域の安全を守るために大変重要な施設です。

このため高崎河川国道事務所では、万が一に備え堤防の崩れや亀裂などの早期発見や堤防を健全な芝草などの植生で維持できるよう、烏川・神流川・鐺川・碓氷川の堤防除草を実施しています。

この堤防除草で発生した刈草を資源のリサイクルやコスト縮減のため、農家・畜産農家・酪農家等、その他希望される方々に無料で提供いたします。

刈草の提供を希望される方は【提供の主な条件】をご了承のうえ【お問い合わせ先】までご連絡ください。
(その他詳細については、お問い合わせ時にお話しいたします。)

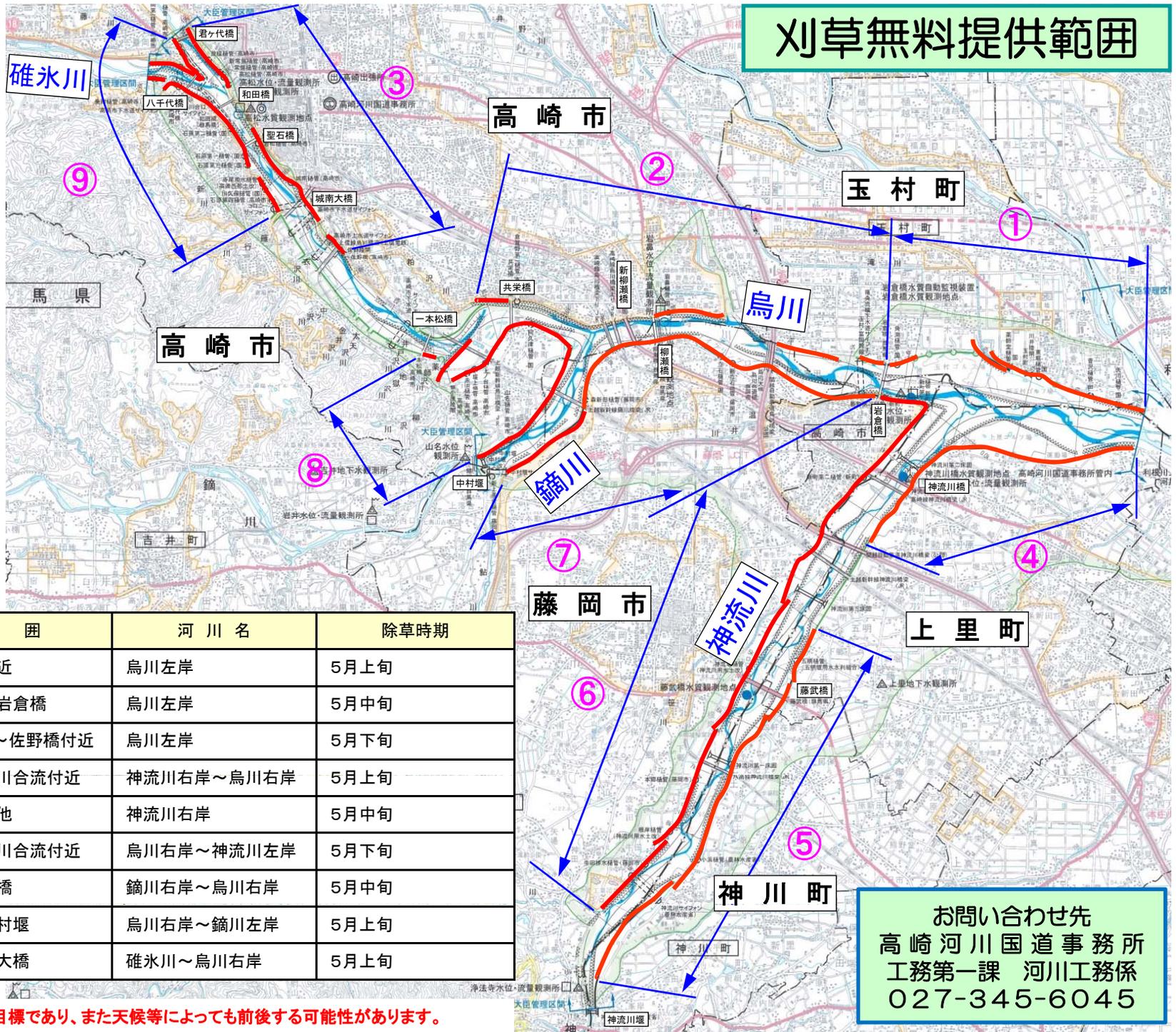
【提供の主な条件】

1. 刈草受け取り作業時に、河川管理施設及び許可工作物等に損傷を与えた場合は、刈草の提供を受ける方の負担において、国土交通省高崎河川国道事務所の指示のもと原形に復旧していただきます。
2. 刈草受け取り作業時は、一般の方に迷惑等がかからないよう安全対策には十分配慮して下さい。
万が一、一般の方にけが等を負わせた場合は、刈草の提供を受ける方の責任において対応していただきます。
3. 刈草受け取り作業には、刈草の提供を受ける方の負担において実施していただくものがあります。
4. 河川堤防には、いろいろな種類の草が混在しております。
農業・畜産農家・酪農家・その他刈草の提供を受ける方において、用途に適合しているか判断していただきます。
5. 提供された刈草に異物等が混入していても、また、万が一、提供された刈草により農作物及び家畜等に事故等が発生しても、国土交通省高崎河川国道事務所は一切の責任を負いません。
6. 刈草の提供を受ける方は、提供された刈草の全量について、責任をもって使用してください。
(投棄等はしないでください。)

【お問い合わせ先】

国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所 工務第一課 河川工務係
TEL 027-345-6045 (8:30~17:15)

刈草無料提供範囲



番号	範囲	河川名	除草時期
①	岩倉橋下流付近	烏川左岸	5月上旬
②	共栄橋上流～岩倉橋	烏川左岸	5月中旬
③	君ヶ代橋上流～佐野橋付近	烏川左岸	5月下旬
④	関越道～利根川合流付近	神流川右岸～烏川右岸	5月上旬
⑤	藤武橋上下流他	神流川右岸	5月中旬
⑥	岩倉橋～三名川合流付近	烏川右岸～神流川左岸	5月下旬
⑦	中村堰～岩倉橋	鎚川右岸～烏川右岸	5月中旬
⑧	一本松橋～中村堰	烏川右岸～鎚川左岸	5月上旬
⑨	碓氷川～城南大橋	碓氷川～烏川右岸	5月上旬

※ 除草時期は目標であり、また天候等によっても前後する可能性があります。

お問い合わせ先
 高崎河川国道事務所
 工務第一課 河川工務係
 027-345-6045